

# ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格等を取得するために、1年以上の養成機関(※)で修業する場合、修業期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、毎月、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成機関修了後には、修了支援給付金を支給します。



江戸川区HP

**ご利用希望の場合は、窓口で事前相談が必要です。ご相談の前にお電話でご予約ください。**

## 【支給対象者】

次の要件の全てを満たす方

- ① 江戸川区に住所を有し、20歳未満の児童を扶養している方
- ② 児童扶養手当を受けている方又は同様の所得水準にある方
- ③ 対象資格を取得する養成機関(学校)で1年以上の課程(※)を修業し、資格の取得が見込まれる方(原則、夜間・通信を除く)
- ④ 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる方。
- ⑤ 過去にひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- ⑥ この事業と趣旨を同じくする給付(求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24に定める訓練延長給付金、雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等)を受給していない方

※ 令和3年4月1日～令和6年3月31日に修業を開始する場合には、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座(一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格又は講座)で、修業期間が6月以上のカリキュラムであれば対象となります。

## 【対象取得資格】

看護師・准看護師・保健師・助産師・保育士・美容師・理容師・歯科衛生士・介護福祉士・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・作業療法士・理学療法士・シスコシステムズ認定資格・LPⅠ認定資格 等

## 【支給対象期間・支給額】

給付金種類	支給対象期間	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	修学期間に相当する期間 (上限4年・申請月から支給・月単位)	月額 100,000円 最終学年 月額 140,000円	月額 70,500円 最終学年 月額 110,500円
修了支援給付金	修了日以降に支給 ※支給対象外の場合有	50,000円	25,000円

※申請者本人が住民税非課税であっても、同一住所内に住民税課税者がいる場合には住民税課税世帯となります。また、修正申告等により課税区分が変更になった場合、支給額の変更、調整が必要となる場合があります。

## 【事前相談】お電話で事前にご予約ください。

就労状況、生活状況、学費の工面方法、既にお持ちの資格、資格取得への意欲や能力等をお聞きしたうえで、必要性について判断します。既に国家資格をお持ちの方はその資格を活かせない理由や、収入アップに繋がるか、安定した就労に繋がるか等をお聞きしたうえで判断します。既に常勤で働いている方は対象とならない場合があります。

## 【申請について】お電話で事前にご予約ください。

### ○高等職業訓練促進給付金

事前相談終了のうえ、養成機関(学校)の修業を開始した日以降に申請

### ○修了支援給付金

養成機関(学校)を修了した日から30日以内に申請

## 【支給方法】

### ○高等職業訓練促進給付金

支給が決定した場合、申請をした月から給付金を支給します。

毎月の請求により、指定の口座に振り込みます。請求書を毎月締切日までに提出してください。

提出がない場合支給はできません。

月に1日も出席しない場合には、支給を停止します。(夏季休暇等学習課程に組み込まれているものは除きます。)

### ○修了支援給付金

支給が決定した場合、請求書を提出いただきます。指定の口座に振り込みます。

## 【修業状況の確認】

定期的に出席状況報告書と成績証明書を提出いただきます。また、年度が替わる頃に面談を行います。

## 【注意事項】

受給期間中に、ひとり親家庭でなくなった、江戸川区から引っ越しをした、退学をした等、受給要件に該当しなくなった場合は、14日以内に届出が必要です。過支給の場合は返還となります。

## 【事前相談の際に必要な書類】

以下の書類を揃えて、来所してください。

	児童扶養手当証書、遺族年金証書、障害年金証書等
	養成機関のパンフレット等(かかる費用、試験日等が分かるもの)
	収入と支出が分かるもの(給与明細、公共料金領収書、保険料領収書等)
	その他、必要と案内されたもの( )

## 【申請に必要な書類等】

事前相談後、「○」をした書類等を揃えて、修業開始日以後に申請してください。

ハローワークの受講指示・受講推薦・支援指示を受けて職業訓練に通う場合	
受講指示の場合	《職業訓練受講指示書》+《雇用保険受給資格者証》
受講推薦の場合	《職業訓練受講推薦通知書》
支援指示の場合	《職業訓練受講給付金事前審査通知書》+あれば《雇用保険受給資格者証》 ※事前審査の申込をしていない場合は不要
専門実践教育訓練講座を受講する場合	
	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格通知
全員共通	
①	戸籍謄本(全部事項証明) ※親子の戸籍が別の場合それぞれが必要です。
②	住民票の写し(申請者及び申請者と同一住所に属するもの全員のもの) ※公簿等で確認できる場合は省略することができます。 ①②⑥…発行3ヶ月以内のもの
③	児童扶養手当証書(受給している方)
④	在学証明書(養成機関の長が在籍を証明する書類)
⑤	単位取得証明書等(養成機関に1年以上修業している方のみ)
⑥	申請者及び同一住所に住む親族全員の住民税現年度の課税・非課税証明書(申請日が4月から7月の場合は前年度の証明書)※公簿等で確認できる場合は省略することができます。
⑦	印鑑(朱肉を使用するもの)
⑧	振込先金融機関の通帳またはキャッシュカード
⑨	申請者及び同居にお住まいのご家族のマイナンバーの確認ができるもの マイナンバーカード有り→マイナンバーカード(写真付) マイナンバーカード無し→通知カード又はマイナンバー記載の住民票
⑩	その他決定するうえで必要となったもの( )

## ◆問い合わせ先◆

〒132-0011 江戸川区瑞江2-9-15(人権・男女共同参画推進センター内)

人権・男女共同参画推進センター相談啓発係 Tel 03-6231-8150